

泉佐野市食品廃棄物等削減に係る長期保存冷蔵庫購入助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、循環型社会の形成に向け、食品廃棄物の削減を目的として、食品の長期保存が可能な冷蔵庫を購入、設置した泉佐野市内の事業所に対して、予算の範囲内において助成金を交付することについて必要な事項を定める。

(助成対象機器)

第2条 助成対象となる食品の長期保存が可能な冷蔵庫（以下「助成対象機器」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 電圧印加式冷蔵庫など、氷点下で凍結することなく長期間に渡り保管することが可能で、かつ鮮度を保持することができる業務用食品保管庫で、一定の耐久性を有するもの。
- (2) 前号と同等の機能を有するもの。

2 一般的な機能の冷蔵庫、冷凍庫、冷凍冷蔵庫は助成対象としない。

3 次の各号のいずれかに該当するものは、第1項の規定に関わらず助成対象としない。

- (1) 購入金額が500,000円未満（消費税及び地方消費税含む。）の機器
- (2) 本体を除く消耗品、備品及び修理費

(助成対象事業者)

第3条 助成対象事業所は、前条に規定する助成対象機器を購入、設置した事業所とし、次の各号すべてに該当すること。

- (1) 本市に住所を有し、かつ現に営業していること。
- (2) 本市内の事業所内に助成対象機器を設置し、これを継続的に使用し、且つ適切に維持管理できること。
- (3) 第5条に規定する助成金交付申請受付時において、事業者が納付期限の到来している市税を完納していること。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、助成対象機器の購入につき100,000円とする。

(助成金交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする事業者は、助成対象機器を購入後1年以内に、助成金交付申請書（様式1）に次の各号の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 助成対象機器を購入したことを証明する領収書（機器の名称、購入金額、購入者の氏名、購入日、購入店名が記載されたもの）の写し
 - (2) 購入した助成対象機器の保証書（機器の名称、購入店名及び購入日が記載されたもの）の写し
 - (3) 助成対象機器の設置後の写真
 - (4) その他、市長が必要と認めるもの
- 2 前項の規定による交付申請ができるのは、1事業所あたり1台の助成対象機器に限る。

3 第8条に規定する助成金の交付を受けた事業者が、次の各号のいずれかに該当したことにより、助成対象機器を再購入したときは、前項の規定に関わらず交付申請ができるものとする。

(1) 購入から6年を経過し、使用に耐えなくなったとき。

(2) 適正な管理をしていたにも関わらず、機器が破損又は故障し、使用に耐えなくなったとき。

(助成金交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、提出書類の内容を審査し、必要に応じて行う現地調査等により、交付又は不交付を決定し、その結果を助成金交付（不交付）決定通知書（様式3）により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第7条 前条の規定による助成金交付決定を受けた者は、助成金交付請求書（様式4）を市長に提出するものとする。

(助成金の交付)

第8条 市長は、前条の規定による助成金交付請求を受けたときは、請求者に対し、請求受付日の翌月末までに口座振込により助成金を交付するものとする。

(助成金交付決定の取り消し等)

第9条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により、助成金の交付決定を受けた者がある場合は、当該交付決定を取り消し、既に助成金が交付されている場合は、助成金の一部又は全部の返還を命ずることができる。

(立入検査等)

第10条 市長は、助成金に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、助成金の交付を受けた事業者に報告させ、又は当該職員にその事業所、事業所等に立入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成31年 1月1日から施行する。

この要綱は、令和3年 7月1日から施行する。